

令和6年度 福祉援護センター指定管理者選考委員会（第2回）議事録

- 1 開催日時 令和6年（2024年）9月30日（月）9時00分～12時00分
- 2 会 場 横須賀市役所 3号館3階 302会議室
- 3 出席者 ※欠席者なし

【委員長】 縄岡 好晴（明星大学准教授）

【委 員】 大津 彰子（神奈川県立武山支援学校副校長）

三浦 まさみ（福祉援護センター保護者会副会長）

八橋 貴樹（横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課長）

青木 則幸（横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課長）

【事務局】 一澤 雄作（横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課主査）

尾山 泰文（横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課主任）

柳澤 市郎（横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課主任）

- 4 傍聴者数 9名

5 議 事

（1）開会 ※非公開

①事務連絡

（2）申請団体によるプレゼンテーション及び質疑 ※公開

①社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団（説明者3名）

②社会福祉法人海風会（説明者3名）

（3）意見交換 ※非公開

（4）閉会 ※非公開

6 議事録

以下のとおり、応募申請団体から提出されたプレゼンテーション資料に基づき、応募申請団体から提案説明が行われた後、委員との質疑応答が行われた。

なお、事務連絡（非公開）の中で、傍聴人の定員を5名から9名に変更することについて委員会に諮り、承認を受けている。

（1）社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団

①プレゼンテーション（提案説明）

【説明者】 事業計画書で示した、福祉援護センターでの支援を中心に、力を注いで取り組んでいくことなど、12の項目について説明する。初めに、社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団について紹介する。当事業団は、昭和61年10月1日に横須賀市からの出捐による基本財産300万円をもって設立された。その目的は、横須賀市と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することと定款に示されている。以後、豊富な運営ノウハウの蓄積のも

と、老人デイサービスセンターや老人福祉センターを初めとする複数の市立福祉施設の指定管理者として事業運営を行ってきた。福祉援護センターかがみ田苑については、指定管理者制度導入前の昭和62年4月の開設時から現在の指定管理期間に至るまで、37年間にわたり継続して事業を担っている。当事業団の経営は概ね順調に推移してきたが、民間事業者進出の影響や、コロナ感染症拡大の影響等によって、ここ数年は非常に厳しい経営が続き、特に令和3年度と4年度決算は、ともに1億4千万円以上の赤字を計上する状態であった。経営を立て直すため、経営改革方針、構造改革方針を定め、大幅な事業見直しを進めたことなどによって、令和5年度決算においては、赤字額を約1億3千万円圧縮することができた。令和6年度決算の黒字化に向けて、さらに経営改善を図り、収支均衡が実現できる見込みとなっている。続いて、施設長から事業計画等について説明する。

当事業団が目指すものは、誰もが通えて、誰もが輝ける場所、皆様に開かれた援護センターを目指す。そのために役立つ私たちの強みは、37年間のセーフティネットとしての管理実績、優れた人材の確保、社会福祉士などの多くの有資格者がいる。そして、利用者一人一人をよく理解した事業団スタッフを活かして援護センターを運営していく。続いて法令遵守について説明する。内部統制に関する基本方針のもと、透明性確保等のためのディスクロージャー、法令遵守を含む内部統制、内部監査の質疑を整え、信頼性の確保に努めている。職員への研修にも力を入れ、法令遵守の徹底を図っている。次に人員体制について説明する。生活介護は、仕様書では人員配置体制加算Ⅰが目標とされているが、その要件が職員1人に対して利用者1.5人であるところ、現状で、職員1人に対し利用者1.2人の配置を実現しているので、引き続きその体制を確保し、手厚い支援を行う。さらに、地域生活移行推進担当職員も3人必置とされているところ、5人を配置して支援力を高めていく。日中一時支援は職員1人で対応するが、利用者が増えた場合には、生活支援員の兼務により増員対応する。相談支援については、2人配置し、市内の複数の相談支援事業所と共同体制を構築したので、密接に連携して、より専門的な相談支援を行う。さらに、生活介護の地域生活移行推進担当職員と連携し、移行支援、地域定着支援にもしっかりと取り組んでいく。その他、運営必要な事務職員等は適宜配置する。続いて、人材の育成確保について説明する。研修計画については、事業

計画書の 22 ページ、資格取得支援については、23 ページに記載しているが、少ない経費で最大の効果を上げられるよう、ウェブによる研修も含め、各種団体の主催する多様な研修に参加できるように取り組んでいく。これらを通じて職員の意欲と能力の向上を図り、よりよいサービス提供につなげ、利用者満足度の向上を目指す。現在、援護センターでは、福祉に関する資格取得者を確保しており、今後も手厚い人員体制と、高い専門性を備えた有資格者を確実に配置していく。次に施設運営の方針について説明する。横須賀障害者計画の理念である、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる街の実現を目標とし、三つの目指す姿として、個別支援計画に基づいた適切な生活介護支援、利用者の諸事情を勘案したサービス等利用計画の作成、変更と地域移行、地域定着を含む相談支援、それらの成果としての健康で自立した生活の実現を掲げ、利用者本位のサービスの提供ほか五つの経営方針により、施設運営に取り組んでいく。ここからは、私たちが提供するサービスについて説明する。日中活動サービスと相談支援サービスに分かれるが、日中活動サービスには、生活介護と日中一時支援事業の二つ、相談支援サービスによる相談支援事業の一つ、ここからは三つのサービスについて説明する。このスライドは支援の現場の写真を使っているが、事業計画書の写真も含め、利用者のご家族に許可をいただいて使用している。援護センターの生活介護を利用される方の障害特性は様々である。私たちは、それぞれの障害特性に合わせてグループを分けてきめ細かい支援を行うよう努めてきた。現在は、運動と作業をバランスよく取り入れた支援を行う運動班、車椅子利用の方や生活等のペースに配慮が必要な方に合った支援を行う B クラス、個別のスケジュールでの作業を中心とした支援を行う C クラス、そして令和 5 年度から新たに設けた強度行動障害等のため、刺激を減らすなど、環境を配慮して支援する K クラス、以上の 4 グループで支援を行っている。続いて、生活介護の七つのサービスについて説明する。生活支援は、状況に応じた行動や意思伝達等ができるようにする、生活習慣の支援や、運動や手洗い、歯磨きを通じた体力、健康づくりの支援を行っている。作業支援は、利用者に合った作業を提供することで自発性を養うとともに、身体的機能の向上を目指す。特別支援は、言語聴覚士の指導のもと、発語、書き取りや食べ方、体操などの訓練を行う。余暇支援は、創作活動や季節の行事等を通じて、心身のリラックスやゆとりある生活に役立てる。今年度から農園活

動を始め、収穫できたものは季節の行事や給食で活用している。援護センターは有期限施設のため、進路支援は大変重要と考えている。施設見学会とアフターフォローが大きな柱で、令和5年度には4事業所を10人に見学していただき、その結果、2事業所に4人の方が移行された。アフターフォローの訪問や電話で定着できるよう支援している。これまで生活介護の職員が見学から移行まで対応してきたが、今後は新たに配置する地域生活移行推進担当職員が、完全対応することに改め、より充実した支援を行っていく。送迎支援については、仕様書で施設周辺をカバーすることが求められているが、現在、通所困難な5人の方を対象としているところ、年内にさらに7人の増を検討しており、来年度以降も拡充して対応する。特別支援学校の進路担当の先生からは、援護センターは有期限であり、立地的に不便であることが進路選びの障害になっていると聞いている。示した進路支援と送迎支援に力を入れ、安心して援護センターを選んでいただけるように取り組んでいく。支援の七つ目の健康支援は、看護師を中心に、日常のケアや、嘱託員による心の相談、利用者の健康診断等を行っている。ここまで示した七つの支援を目指すものは、生活の質の向上である。利用者一人一人の特性に合わせて適切に支援を組み合わせ、その方の生活の質を高めるように努める。次に援護センターの重要な役割であるセーフティネットとしての使命について説明する。市立施設である援護センターには、支援が困難な方であっても、受入れる使命がある。私たちはこれまでも、ここに示したように、特に配慮が必要な障害特性を持つ利用者を受入れてきた。いずれの方も、民間事業所では支援困難で受け入れられなかった方たちである。私たちは手厚い人員体制を活かし、アセスメントに基づいた適切な支援方法による対応で、セーフティネットとしての使命を果たしてきた。これからも積み重ねてきたノウハウを活かして、すべての方を受け入れられるよう取り組んでいく。サービスの二つ目、日中一時支援事業については、一時的に訓練や見守りの支援を行うもので、ご家族のレスパイトの部分になる。定員5人で、在宅の方や、作業所等を利用の方に、7時30分から19時の間で利用いただいている。援護センターの今後のあり方についての提言で、支援学校の卒業生も利用しているので、さらにできるのであれば増やしてもらいたいという意見が示されているので、今後のニーズに対応して、定員増を検討する。サービスの三つ目、相談支援事業の目的は、障害のある方が地域で自立した生活を送ることが

できるように支援することである。そのために相談支援専門員を手厚く配置し、専門的アセスメントに基づく、計画相談支援と地域相談支援を行うとともに、相談支援協働体制への参加など、他事業所と連携して専門性を高め、よりよい支援を行っていく。相談支援事業の体制は、援護センター内では、相談支援専門員が生活介護他の職員と連携し、支援の実例を把握することを通じて、相談支援の質の向上に努める。他機関とは、障害者相談支援協働体制や横須賀市障害とくらしの支援協議会、他の事業所等と密接に連携して、専門性を高め、支援力を強化していく。次に受入体制について説明する。まず、特別支援学校高等部卒業生の受入れについては、実習段階から情報を共有し、市内各支援学校とネットワーク会議を開催しており、希望や特性を把握して、受入れに備えている。令和2年度からの受入れ実績は22人で年平均4.4人。希望された方は100%入苑していただいている。今後は、進路支援の周知や送迎サービスの充実により、さらに多くの方にご希望いただけるようにしていく。強度行動障害のある利用者への配慮については、これまでも強度行動障害のある方に対して、クラスの新設や支援方法の工夫を行って受入れてきた。職員体制としては、強度行動障害基礎研修を修了した生活支援員等、令和6年9月1日現在で、事業計画書の39ページに記載の人数よりも増え、11人になっている。うち実践研修修了者が4人いる。実践研修修了者が作成した支援計画等により、基礎研修修了者の指導のもと、すべての生活支援員が強度行動障害のある方に適切な支援を行う。次に、医療的ケアが必要な利用者への配慮については、看護師を中心として、主治医、家族との連絡体制を確認するとともに、てんかん等の発作対応、喀痰吸引ができる体制を整えている。ここで食事の提供、給食について触れる。私たちは、食事は生活を支える根幹であり、大切なものと考えている。援護センターでの食事の提供にあたっては、安全と栄養を考え、利用者に合わせて配慮し、健康面での注意を促し、さらに、社会性の育成にも気を配っています。実施に際しては、福祉サービスの一環であることを意識して、給食委員会を設置、検討しながら、利用者の嗜好も反映するよう努めている。配慮していることは、とろみ食、刻み食やアレルギーへの対応、利用者の意思による食事の支援、大人数での食事が困難な方への対応などである。これらのことが確実にできるよう、私たちは直接雇用した調理員が施設内で、利用者に合わせた調理で、温かい食事を提供する。直営での食事提供は、他の法人で

はあまりない。次に、専門的な支援及びアセスメントのうち、通過型施設としての取り組みについて説明する。援護センターは、6年間という期限があるため、通過型施設として、6年以内の地域移行へ向けた支援が必要である。進路支援で説明した内容と多少重なるが、地域移行の流れをご覧いただきたい。まず、支援学校とのネットワーク会議を通じて情報共有を行い、円滑に受入れた後、在苑中には現状診断会議を開催し、移行の見通しも含めて、支援計画を立て、モニタリングや再アセスメント、さらには、専門家の意見を聞いて、移行へ向けた支援を行う。利用者の状況に対応できる移行先の候補が確保できたときは、調整をはじめ、利用者とそのご家族に情報提供し、地域生活移行推進担当職員が同行するなど、対応しながら、見学、実習とつなげていく。さらに、マッチングがうまくいき、退苑された後にも、地域生活移行推進担当職員によるアフターフォローを行って、確実な定着を図る。このようにして、援護センターの役割を果たし、利用者の次の生活へつなげていく。移行できないやむを得ない事情がある場合には、セーフティネットとして、期間を延長しながら、引き続き移行へ向けた支援を行う。次に、外部ノウハウの活用について説明する。事業計画書 48 ページに令和5年度の外部研修受講実績の表を記載しているが、外部ノウハウの取入れについては、それ以外にも、他の機関からアドバイスを受ける、これらの事業を活用し、そこから得られた知見を新たな支援に活かしている。また、他事業所見学研修にも積極的に加わり、令和5年度には三浦しらとり園を見学する一方、他事業所の職員の見学を受入れた。今年度には、見学だけでなく、お互いの支援を研修する体験も予定されているので、こうした研修を通じて、他事業所の取り組みを支援の現場に参考にしていく。続いて、利用者サービス向上について説明する。利用者の声を受け、それに応えるための取り組みとして、私たちが提案するのは、送迎サービス、入浴サービスのほか、地域貢献イベントとして開催する講演会、音楽会である。送迎サービスについては、生活介護の送迎支援で説明したとおり、現在も通苑困難な方の送迎対応をしている。これを拡充して、利用者サービス向上を図る。まず、条件を緩和して、対象者を拡充する。現在は、一定期間在宅を余儀なくされていることが条件だが、これ無くし、また、新規入苑者は優先して対応することにより、支援学校卒業生等の受入れに役立てる。専任の運転手に加え、生活支援を添乗員として配置する。これにより、安全な送迎と、1台で複数

の利用者に対応できるようにする。さらに、安全かつ効率的なルートを設定し、短時間でより多くの利用者を送迎するように努める。利用者のご家族の安心と利便性をさらに高められるよう、ご家族が送迎車の位置や到着予定時刻を確認できるスマートフォンのアプリを活用することも検討する。新たな取り組みである入浴サービスについては、スライドに示した、浴室、シャワー室がすでに設置されているので、これらを活用して、新たな設置費用の負担なく、取り組むことができる。入浴サービスは、利用者の衛生向上に加え、ご家族にとっても負担の軽減に繋がる点がメリットとして挙げられる。以前にも、利用者の求めに応じて入浴対応をしたことがあるが、このたび、安全確保等、支援方法を十分に検討し、新たなサービスとして提供するものである。令和7年度から開始して、順次利用者を増やしていく。利用者サービス向上の三つ目は、新たに地域貢献イベントとして行う講演会、音楽会、大学教授等による福祉に対する理解を深める講演会を、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の協力を得て開催するとともに、誰もが鑑賞できる音楽会を一般財団法人シティサポートよこすかの公益事業として、協力を得て開催する。いずれも援護センター2階ホールを会場に利用者とその家族だけではなく、地域のお住まいの方や他の事業者の関係者も参加できる地域貢献イベントとして開催する。市立の施設として期待される事業については、まず、仕様書に示されているように、地域生活支援拠点等の役割について、横須賀市障害とくらしの支援協議会等での検討に積極的に参加し、事業の推進に力を尽くしていく。そして、福祉援護センターの今後のあり方についての提言の中で、宿泊を伴うことも視野に入れた緊急時の受入れ等が、地域生活支援拠点の役割の例として挙げられているので、この点についての検討を行う。検討にあたっては、援護センターが通所施設であるため、設備や人員配置等の点で緊急時の宿泊に即応するのが困難であるところを踏まえて、実現可能性があり、援護センターの機能としての有効な宿泊を伴う取り組みとして、災害時の避難に備えた宿泊訓練と、地域移行へ向けた宿泊体験の二つを中心に進める。これらについては、地域生活支援拠点の検討の状況や制度上の課題等について、市と十分に協議しながら、実施に向けて検討していく。最後に、指定管理料に関する取り組みについて説明する。援護センターを健全に運営していくためには、収入を増やすとともに、経費の削減に努めることが必要である。収入増のためにサービス満足度アップと広報等の

PRを通じた利用率向上に加え、各種加算を受けられる体制を整えて、自立支援給付費収入の増に努める。経費削減に向けては、職員の適正配置、システムの活用、省エネの遂行に取り組んでいく。ITを活用した業務の効率化については、利用率向上による収入増を反映する形で、職員が本来最も専念すべき利用者の支援業務をさらに充実でき、職員の負担軽減が図れるよう、支援の経過記録の入力に資するシステムの活用を検討していく。プレゼンの始めの事業団の紹介でも説明したとおり、事業団の経営は改善している。このスライドで示した取り組みから生まれる収支の余裕と指定管理料を活かして、利用者サービス向上とさらなる地域貢献へ取り組んでいく。最後に重ねて申し上げる。当事業団は昭和62年以来、37年間にわたり福祉援護センターかがみ田苑の運営を継続して担ってきた。職員一同が、民間施設とは異なり、市立施設として求められる、いわゆるセーフティーネットとしての役割を十分に認識し、障害程度の軽い方、重い方、すべての利用者のニーズに十分にお応えできるよう前向きに努力し、一生懸命に取り組んできた。福祉援護センターかがみ田苑における、長年にわたる私どもの豊富な経験と専門性等、ノウハウの蓄積は、当事業団だけが持ちうる、当事業団にとってのかけがえのない財産となっている。当事業団を次期指定管理者として選考いただければ、この財産によって、今後の福祉援護センターかがみ田苑の事業運営に必ずや大きなプラスをもたらすことができると考えている。当事業団は、他の事業者には絶対はない、かがみ田苑でのこの財産をもとに、さらなる利用者満足度の高い施設を目指して、一層の努力を重ねて参る所存である。

②ヒアリング（質疑応答）

【委員】 指定管理料について聞きたい。今回の指定管理料が前回に比べて増という形になっている。事前に提出していただいた収支決算書も拝見したが、現在、指定管理を受託している法人として、指定管理料について何か補足説明はあるか。

【説明者】 福祉援護センターというのは、国の障害福祉サービスを提供する施設であり、そのサービスの利用料金収入と指定管理料により運営することと理解している。福祉援護センターの具体的なサービス内容については、これまで、障害福祉の関係者や有識者の方々によるあり方懇話会から様々なご意見やご要望をいただいているところである。そうした意見や要望に加えて、利用者のご家族等のお声等を踏まえて、横須賀市において、次期の指定管理業務の仕様書が作られ、

そして、その仕様に基づいた指定管理料の額が示されていると理解している。当事業団としては、その仕様に十分に沿って、事業計画を練り上げ、必要な経費を積み上げた結果として、この度の指定管理料となった。指定管理料総体としては、こちらの提案では、令和7年度、8年度の2か年においては、上限額ちょうどの提案となった。ただし、令和9年度から11年度の3か年においては、私どもの努力によって利用者の増による収入増を達成した結果として、提案上限額を下回る額の提案を実現できたところである。5か年合計の提案上限額が4億2,016万円となっているが、それと比べて172万5,000円下回る提案をさせていただいた。これまでの指定管理料と比較して、2倍近くとなっているのは、具体的には、あり方懇話会や利用者のご家族等からのご意見等にも十分お応えしたい、そうした仕様に応じて、従前よりも支援を充実させるために、経費、すなわち人員配置のための人件費の増によるところが大きいと考えている。もう少し詳しく申し上げると、本日お配りした資料にもあるが、スライドの6ページ、下段にあるとおり、当事業団の提案の中で、市立施設として果たすべく、セーフティネットとしての役割を十分に踏まえて、特に力を入れているところとして、人員配置体制加算Ⅰの基準を上回る職員配置、職員対利用者の比率1人対1.5人程度されているが、それを超える1人対1.2人の実現。それから、地域生活移行推進担当職員の配置については、3人必置のところを5人配置として、すべて、強度行動障害養成研修を修了した常勤職員を充てることとしている。また、相談支援専門員の体制充実のための配置、支援学校からの要望もあります日中一時支援の充実なども挙げられる。さらにこの他にも、送迎サービスの拡充、入浴サービス、地域貢献イベントといった新規の取り組みもある。これらの様々な面で、さらなる支援の充実のために、国のサービス報酬で賄うことのできない人件費等の人員体制の充実に係る経費を計上することとして、その結果として、提案の金額を積算したところである。仕様書において示されている利用者のうちの重度の利用者の方を10人程度確保するということについては、本年9月1日現在では、在苑者54人のうち32人の在籍を数えている。

【委員】 スライドの23ページ、提案書の39ページ、47ページで、強度行動障害のある方に対する支援、特にアセスメントのところだが、通常利用される方と比べて、やはり強度行動障害のある方に対するアセスメントというと、とても丁寧に時間をかけて行わなければならな

いと思うが、その体制としてはどのような形を考えているのか。例えば、誰がどのような形で周りの職員とどういう協力体制で行うのか、教えていただきたい。

【説明者】 アセスメントは、まず客観的なアセスメントシートに基づいて行う。ただし、それだけでは適切な支援には難しいところがある。まず、強度行動障害のある方の支援というのは、一番大事なところが人、スタッフになる。まず、担当者を決め、キーパーソンを決める。客観的なアセスメントシートに基づいて、しばらく支援を重ねながら、今度それを言語化したアセスメントシートを作る。それを状態像と言うが、それに基づいて、スタッフ会議、現状診断会議、或いは担当者会議などの様々な会議を重ねていくようなシステムがあるので、そこで文字化したアセスメントを共有して、支援者を広げていくということになる。行動障害がある方というのは非常に不安を抱えている。もちろん物理的な環境構築、これはとても大事だが、一番のキーポイントはやはり人だと思う。人対人、その繋がりを基本に支援をして、まず、「安心してかがみ田苑に来てね。」という構築をすることで、今まで来られなかった方、民間でも来られなくなっていた方が、かがみ田苑に来られるようになっていく。そこから少しずつできること、ストレングスを重視して、利用者の意思表示、意思決定支援を重ね合わせて可能性を広げていく。最後は地域に移行していただくというような形をつくっている。

【委員】 先ほど他の委員から、行動障害の方に対する対応ということで質問があり、それに対して客観的なシートという回答があったが、恐らくそれが、強度行動障害の例えば基礎研修等で使われている内容であったり、国で定めている標準的な支援といったものが、取り組みの中に反映されていると理解したが、もう少し具体的な説明をお願いしたい。

【説明者】 原本がどこを根拠に作られたのかは把握していないが、まず障害特性、その中で生活スキル、それから社会スキル、コミュニケーション能力、それを項目別に別けて、できる、できないというところをチェックする、それがシート形式になっているが、それだけでは個別のケースについて、深掘りしていくことが難しくなるので、それをあくまでベースにした中で支援をしながら会議を重ねていって、しばらくの期間を置いた後に、次のアセスメントシートにつなげていくというような形をとっている。

【委員】 システムをすごく丁寧に取り組まれているというところがあり、ま

た、外部ノウハウの活用というところでは26ページ(スライド)の内容になるが、発達障害者地域支援マネージャーなどの基幹コンサルテーションを入れながら、アセスメントシートの内容を実際に外部の専門職の人が入ることによって、すごく手厚い取り組みをされていると理解した。

【委員】 提案書の49ページの送迎の関係で、送迎の拡充に力を入れていくということだが、福祉援護センターは野比にあるが、具体的な通常の送迎の範囲は、今のところどの辺りを想定しているのか。

【説明者】 一応、かなり広く含まれていて、プレゼン資料の7ページ、シートの14枚目になるが、現状で本庁地区、大津地区、浦賀地区の方がいるが、もう少しずつ広げていきたい。ただし、無理のない形、支援に負担が大きくなり過ぎないように形で、これよりも広げて、さらにもう少し、北の方や南の方も考えていきたいという状況である。

【委員】 大まかな理解だと、久里浜周辺の行かれる隣接した地域をベースに考えるということか。

【説明者】 ベースとしてはそのように考えている。ただし、利用者のご事情によっては、もう少し頑張っというところもある。

【委員】 提案書の51ページ、スライドの31ページの市立施設として期待される事業というところで、緊急時等の宿泊を伴う受入体制の検討についての質問だが、福祉援護センターというか、事業団は、確か今、入所の施設を持っていない、グループホームなどもないので、こういった宿泊の事業を行っていただくとすると、例えば、職員の方の働き方に関わるところで就業規則なども変えないといけないのではないかと思う。そこも含めて、意気込みがあって、提案書を書いていただいているという理解でよいか。

【説明者】 そこは、今回、提言等でもいただいているところなので、前向きに検討しているということで考えている。就業規則等以外にも、場合によっては制度的な短期入所としての登録をしなければならないというところもある。それにあたっては、市の方と十分に協議をして、いろいろと教えていただきながら、対応を検討していただきながらということになろうかと思っている。

【委員】 現在、働いている職員の理解も得ながらということか。

【説明者】 この計画を作るにあたり、職員にも意見をもらって、できることは何だろうというところでこういう形で作成したので、基本的な理解は得られていると考えている。

(2) 社会福祉法人海風会

①プレゼンテーション (提案説明)

【説明者】 海風会は、1958 年、昭和 33 年に児童の入所施設として発足し、横須賀市馬堀町で知的障害児 3 名の受け入れからスタートした。当時、障害者は免除という形で、義務教育を受けることができなかった。そのため、入所施設に学校を併設した教育機関として運営してきた。そこで生活していた児童が成人を迎えるにあたって、昭和 53 年に児童施設から成人施設への転換を図った。昭和 56 年には、地域サービス事業を独自に立ち上げた。当時、まだ地域サービスはなかったが、無報酬で障害者のご家庭を回り、支援アプローチを行っていた。この取り組みは、現在にも活かされ、在宅支援、地域支援を中心とした事業展開を続け、重度知的障害者の支援を 68 年続けてきた。現在の海風会の事業は、児童では、児童発達支援、放課後等デイサービスの 2 事業、児童が大人になった時、本人が困らない、誰かからの支援を受けられることを目標に、療育に力を入れている。成人では、生活介護 4 事業、入所施設 1 事業、グループホーム 7 事業、相談支援事業、ヘルパー事業をすべて横須賀市内で展開しており、全体では約 300 名の方の支援を行っている。これは、横須賀市内の知的障害者全体の約 10%となっている。働く職員は、法人全体で約 200 名。重度の方々を支援するにあたり、その倫理感や利用者の権利擁護について、計画的な研修を行っている。正職員の平均勤続年数は 13 年以上となっており、一般の福祉業界の平均勤続年数 8.7 年と比べ、働きやすい職場となっていると言える。海風会が運営する生活介護事業所全体の障害支援区分の割合は、グラフのとおり、区分 6 の方が約半数となっている。次いで、区分 5、4 と割合が高くなっている。区分 3 の方もごく少数いるが、少数のため区分 4 に含めている。生活介護だけでなく、グループホームや入所施設の生活系サービスにおいても同様に重度の方の割合が高くなっている。現在の福祉支援センターの利用者の支援区分と比較しても、差異はないので、海風会でも安心して利用者支援をお任せいただける。続いて、海風会だからできる福祉支援センターの事業展開について提案する。大きく 6 点について説明する。こちらは、事業計画、受入れ体制、運営体制の項目。10 ページから 12 ページの内容より重立ったものをピックアップして提案する。まず一つ目が、安定的な通所の確保のための送迎サービス。現在、海風会では、利用者の自宅と事業所の巡回型送迎を行っている。福祉支援センターでも同様の方法で検討し

ているが、外部委託型の送迎についても前向きに検討している。利用者はもちろん、保護者にとって安心で利用しやすいよう、送迎バスが今どこを走っているのか、バスの位置がわかるアプリの導入なども検討している。二つ目が、手厚い相談支援。海風会では、主任相談専門員を中心とした経験豊富な相談員が5名勤務している。現在、相談支援事業で250名の方の相談を受け、多くの事例を取り扱っている。福祉援護センターの計画相談については、海風会の相談員がバックアップ、協力体制を敷き、運営をしていく。三つ目の保護者のための日中一時支援。現在、福祉援護センターで行っている、日中一時と同様だが、できるだけ多くの方に利用していただけるよう、受入れ枠を確保する。四つ目の緊急短期入所。法人内の入所施設「いちばん星」を利用した緊急短期入所の受入れを前向きに検討していく。福祉援護センターと「いちばん星」が同一法人の運営となることで、利用者の情報共有ができるようになる。緊急的な状況であっても、現状よりも、受入れがしやすくなると考えている。続いて、五つ目の地域移行に向けたグループホーム。海風会の七つのグループホームで、入所施設から移行した方や、福祉援護センターを利用されていた方も入居している。ただ暮らすだけの場所ではなく、同居する方、世話人、グループホーム近隣住民の方との関わりを大切にした暮らしをデザインしていく。例えば、海風会の運営するAホームでは、幼少期から一緒に過ごしていた友達が同じホームで暮らしている。ご本人やご家族の想い、暮らしやすさを考えながら支援している。最後に、重度障害者の支援。これまでたくさんの利用者と関わる中で、行動障害の激しい方、支援の難しい方がたくさんいた。その経験を活かして、福祉援護センターに通う利用者の支援を、経験豊富なスタッフが対応する。以上6点が、海風会が掲げる福祉援護センターでの事業展開になる。次は、福祉援護センターの新しいコンセプトについて説明する。海風会では、福祉援護センターの6年間の利用期間をトランジションととらえたコンセプトを提案する。こちらは、事業計画書11ページの専門家チームを中心としたコンセプトである。トランジションとは、直訳すると、中継地点や移行という意味になる。特別支援学校を卒業した方が、福祉援護センターに通う6年間の間に、ご自分の将来について、スタッフと一緒に時間をかけて考えて、様々な体験や経験を積み、次の場所に移行していくための場所として、トランジションという言葉を使っている。次に、トランジションの三つの意味について

説明する。一つ目が、大人へのトランジッション。特別支援学校を卒業しても、まだ未成年で、最長6年の利用期間の間に、ご家庭での役割や地域での役割を考え、大人になる準備をしていく。二つ目は、自立へのトランジッション。立つという自立も、自分のことは自分でやるという意味ではない。他者に支えられたり助けられたりしながらも、自分のことは自分で決めるという意味である。様々な経験を通して、人との関わりを築いていく。最後が社会へのトランジッション。福祉援護センターは、利用者にとっては通過点であるから、6年後の将来についてしっかりと移行できる場所を見つけていく。移行がスムーズにいかなくても、福祉援護センターに戻って、移行の準備をやり直せるようなシステムを作りたいと考えている。次に、トランジッションを成功させるために必要な二つの機能について説明する。こちらの図のとおり、頂上のトランジッションまでの道のりには、丁寧なアセスメントを行い、専門家チームによる、より深い分析を行ったうえで、日々の支援を構築していく必要がある。アセスメントのやり方としては、WHO世界保健機関のICFモデルを基軸とした視点を活用して実施する。具体的には、ICFモデルを採用したアセスメントシートを使い、心身機能、身体構造、活動、参加、環境因子、個人因子の五つのカテゴリーごとに、本人の状態、本人のニーズ、本人が必要とする具体的な支援を明らかにする。それぞれの項目から導き出された本人が必要とする具体的な支援に関して、優先順位を整理し、また、他機関と連携や協働も含めた、チームで支援目標と支援活動を立案し、個別支援計画に反映させる。今までのアセスメントは、本人の障害特性に着目して、マイナス面を減らす取り組みが中心となっていた。今回示すアセスメントでは、その人の障害やマイナス面だけに着目するのではなく、個性や能力等のプラス面を活用し、環境を整えることによって、マイナス面を補ったり、克服するためのものである。例えば、環境の変化に弱い利用者に対しては、環境を変えないように支援するというのが一般的だが、このやり方では、別の事業所に移行した場合、環境の変化に対応できなくなる恐れがある。これに対し、今回、示したアセスメントでは、マイナス面だけに着目するのではなく、課題の解決には、心や体の動きといった心身機能、身体構造、できる活動、社会との関わりである参加、物的環境、人的環境、社会的環境といった環境因子、生活歴やライフスタイルといった個人因子など、様々な視点のアセスメントを実施し、実現可能性を導き出した

めの必要な支援を整理する。必要な支援をチーム機能を生かしてアプローチすることができると考えている。できない支援をするのではなく、できたことなど、本人にとって良い時の条件の根拠を積み上げる支援方法を考えることが可能になるので、これにより、環境の変化に弱い利用者が別の事業所に移行できるような取り組みを行うことができるものである。また、一つの支援方法がうまくいかなかったとしても、多角的なアプローチの方法を検討することができるので、状況に応じた個別支援計画の見直しができるという点でメリットがあると考えている。続いて、専門家チームによる支援。強度行動障害や医療ケアの必要な利用者については、専門性が高いため、福祉援護センターだけでは対応することが難しいと考えている。このため、専門的な知識と経験を持つ清和会、三浦しらとり園、横須賀たんぼぼの郷わたげ、みなと舎、県立保健福祉大学の教員等から構成される専門家チームのご協力を得て、より深いアセスメントを行い、具体的な支援方法を助言していただく。将来的には、市内事業所が抱える困難事例について、専門家チームによるコンサルタント事業を行っていく。このほか、横須賀市内法人が所属する協議会、現在、県立中井やまゆり園の利用者支援の建て直しを行っている社会福祉法人コロロ学舎にも協力依頼をしていく。トランジションで目指す福祉援護センターの先のステップには、市内の別の事業所や就労施設、グループホーム等がある。地域資源を最大限活用しながら、福祉援護センターの先へ利用者をつなげていきたいと考えている。最後に、海風会の利用者の支援事例を紹介する。まず、福祉援護センターから受入れた男性、Aさん。受入れ当時、この方はかなり偏食が強く、昼食が食べられなかった。福祉援護センターで電子レンジを利用して、夕方カップラーメンを食べていたというエピソードが印象的であった。空腹が関係してか、自傷や詐欺行為も頻度が多かった方です。支援としては、まず食事の傾向を細かく分析した。昼食も初めはほとんど食べられなかったが、好きなもの、一口でも食べたもの、手をつけないものを記録にとり、Aさんが気になるものを予測した。また、食べたくないものを別皿に取り分ける習慣を身につけてもらった。自傷や他害行為については、きっかけや頻度を支援者間で共有し、支援に努めた。結果として、海風会に通所を始めて1年ごろから他害行為は減少傾向になった。移行してからすでに5年経過しているが、現在は、昼食も安定して食べられるようになった。気持ちが落ち着かなくなることが、半年に1回

程度、自傷や他害行為はほとんどないため、頓服薬は服用していない。続いて、Bさんの事例。受入れ当時、場所から場所へ移動することがとても難しい方であった。座り込みが多く、施設に入れないことが度々あり、長い時では、半日以上外で過ごした。ご自宅でも、家からの飛び出し等を防ぐために、安全確保のために各部屋に鍵をかけて生活をしていた。また、手遊びが好きで、好むスタッフを独占する傾向が強い方であった。支援として、車を降りてすぐに座り込むことが多かったため、駐車場からげた箱のルートを変更し、こだわりやパターン崩しを行った。また、ご家庭の様子、支援の大変さを知るため、家庭訪問や宿泊を伴う旅行などを行い、Bさんの1日を通したアセスメントを行った。スタッフの独占についても適宜入れ替えを行い、特定のスタッフ独占を解消した。支援の結果、生活介護での座り込みは格段に減り、様々な活動に参加することができるようになった。25歳の時に、海風会グループホームに入居され、現在でもグループホームで生活をしている。紹介した2事例のほかにも、福祉援護センターから海風会へ移行した方がたくさんいる。これまで話した内容をまとめると、長く重度障害者の支援を続けてきた海風会だからこそ、安定的な通所のための使いやすい送迎サービス、手厚い相談支援、利用希望に応じた日中一時支援、緊急短期入所、地域移行に向けたグループホーム、重度障害者の専門的な支援について取り組み、その結果を出すことができる。福祉援護センターの役割をトランジションととらえ、ICFモデルを用いたアセスメントと専門家チームによる支援によって、利用者の地域移行に取り組んでいく。最後に、私は海風会に勤めて22年目になった。私が思う海風会らしさは、利用者の支援を諦めないことと、人の温かさである。新しい福祉援護センターでも、海風会らしさを大事にして取り組んでいけたらと考えている。

②ヒアリング（質疑応答）

【委員】 事業計画書の12ページ。指定管理料の関係で聞きたい。事業計画書の11ページの外部研修受講や外部コンサルティングの実施について関わる質問である。事前に提出いただいた予算書を拝見させていただいた中で、事務費や旅費、研修費の推移を見た。令和7年度から11年度に向けて、200万円台から始まり、毎年増額になっている傾向がある。最終年度については、初年度の倍以上の予算が組まれるという状況になっているが、この予算組みについて、事業的にどのような意図があるのか、そういったところを差し支えない範囲で

教えていただきたい。

【説明者】 まず、重度の利用者の支援にあたっては、職員のスキルアップが不可欠となる。そのためには外部の専門機関等による研修を受けるということが重要であり、まずは福祉援護センターの職員に対する研修の受講、外部講師を招くことによって研修を行うといったことを考えている。具体的には、1年目と2年目は福祉援護センターの職員を対象に、外部研修として宿泊を伴う研修、或いは、毎月1回、外部の専門家の講師を招いて行う研修を考えている。そして、3年目からは、これらに加えて、市内の事業所、学校関係者、行政機関等を対象に、外部講師によるオープン形式の研修会を開催する計画を立てている。このように少しずつ費用の方も増え、そして、最終年度の5年目には、5年間の集大成として、5年間の福祉援護センターにおける支援実績の事例報告を行いたいと考えており、そのためにある程度広い会場を借りて、外部講師による講演会と事例報告を行って、これまでの支援実績を外部にアピールしたい。このように考えておりますので、年度ごとに予算額のところも増えていくといったような状況である。

【委員】 予算書についてだが、固定資産の関係で、固定資産の取得支出、この部分が初年度約2,800万円、3,000万円弱だが、そのまま各年度減少していく傾向にある。ただし、5年間の総額を見ると、7,000万円を超えており、結構大きな数字となっているところである。初年度が最終年度に比べると、5倍以上の予算になっているということが一つと、総額でこれだけのお金を、どういう形で使っていくのかというところを差し支えない範囲で教えていただきたい。

【説明者】 これらは主に支援記録に係るソフトとハードに関する費用、モニターカメラの設置、工事に係る費用、送迎車両の購入費用、そして、相談支援記録や勤怠管理、会計人事ソフト、こういったソフトの購入に充てる費用を計上している。具体的には、まず支援記録であるが、現在、支援記録は事務室でパソコンによって職員が、支援が終わった後に入力しているが、かなり入力に時間が割かれるため、インカムというマイクとエリアフォンがセットになった通信機器を導入して、支援中でも音声によって入力ができる、そういうソフトを考えている。そういった費用が、ソフトと機器を含めて2,600万円ほどかかる予定になっている。このインカムを使用すると、例えば、午前中の活動の時に今日はホール歩行をしたとか、トイレの排泄の際も今日は排便ありとか、何時何分に排便ありとか、それから発作

が起きたときに、何時何分に発作があったとか、そういったことを音声で入力することによって職員はその場で記録ができる。ただし、そのインカムがあると気になる利用者もいるので、そういった方に対しては、廊下や活動室にタブレットを配置して、そのタブレットを使って入力するといったことも可能になっている。そして、こうしたソフトを導入することにより、時間の大幅な短縮が可能になり、リアルタイムでの入力が可能になると考えている。それから、モニターカメラについては、支援を行っている中で、利用者が怪我をしたりだとか、他の利用者に叩かれたりといった場面があるが、職員が常に注意はしているが、ちょっとした目を離した隙に、そういったことが起こる可能性がある。そこで、ホールや活動室、廊下、エントランス、或いは屋外にモニターカメラを設置して、そこで、状況を後から録画されたものを見て、その原因を究明することができるので、そういったことに役立てたい。それと、屋外のカメラについては、不審者の進入を監視する。それから、駐車場、車両による接触事故があったときにも後から録画を見て、それがわかると、そういったようなメリットもあるので、そういった費用として 1,000 万円。それから、送迎車両の購入については、6 台分を予定しているので、その費用として 1,800 万円。それから、相談記録システムや勤怠管理、会計人事ソフトについては 1,600 万円、こうしたものを、5 年計画で順次導入して、総額 7,000 万円を計上しているが、初期の最初の頃に導入するので、どうしても最初の年度は金額が高くなっている。

【委員】 提案書の 11 ページだが、専門的な支援、アセスメントというところで、強度行動障害のある方に対するアセスメントのことが書いてあるが、具体的に誰がどのような形で行っていくのか。

【説明者】 アセスメントについては、先ほど説明した ICF モデルというものを使ってアセスメントを行う。それについては、当然、福祉援護センターの職員がアセスメントを行うわけだが、強度行動障害の方に対してはなかなか難しい面があるので、外部の専門家チームの協力を得て、しらとり園やわたげ、みなと舎、或いは県立保健福祉大学の教員の方々の応援を得て、アセスメントに取り組む。そのように考えている。

【委員】 それに関連して、何か共通のアセスメントやきめ細やかにできるようなシートみたいなものは活用する予定なのか。

【説明者】 ICF というのは国際生活機能分類と呼ばれてるものだが、これは

一番最初の前身が I C I D H といって、国際障害分類というのがずっと使われてきたが、これは障害に特化したアセスメントだけだった。そうすると、例えば車椅子の方がスーパーマーケットに行ったときに、買い物が困難だというようなことをアセスメントする際には、その前身の国際障害分類では、その人だけに注目が行くので、その人の障害が唯一の原因であるというようなとらえ方になる。この新しくなった I C F では、バリアフリー設備がないことや、サポートする人がいないということが考えられており、すごくきめ細やかに、その全体を見て、その方をアセスメントしていくというようなものとなっている。アセスメントシートというのがあり、先ほど説明した五つのカテゴリーに分かれた一つずつのアセスメントをしていくというような形になっている。心身機能というのは、手足の動きや柔軟性、見ることや聞くこと、呼吸すること、声を出すことも含まれるが、そういう能力を測っていく。身体の構造というふうに書いてあるが、内蔵だとか、骨だとか、皮膚だとかというその構造面を見ていく。活動については、歩くこととか、読み書きなどの日常生活に必要な動作で、仕事とか、余暇活動、娯楽、そういったものを見ていく。例えば、これには二つあるが、能力と実行状況という活動というのがある。例えば、料理をするという活動に関しては、料理はやればできるけれども、今は家族が作ってくれているから行っていないとか、そういうようなきめ細やかな判定をしていくという形である。参加というのはその活動にもすごく関わっているところだが、例えば、家族の一員として、家事を行っていくとか、趣味の会合のメンバーとして趣味を行っていくとかという参加である。個人ではなく・・・

【委員】 質問の主旨は、今までの実績のある、独自の使っているアセスメントシートがあるのかということを質問している。

【説明者】 今までは、別のアセスメントシートを使って行っていた部分もある。今現在は、この I C F を使って、今後、そのアセスメントをどんどん広げていこうということで使い始めているところである。

【委員】 それに関連して、人員配置の強度行動障害心理士等ということで、常勤職員 1 名と書かれているが、具体的な職種やその職員にどのような役割を担ってもらおうのかということを教えてもらえるか。例えば、臨床心理士を雇用するとか、何か研修を受けた人を配置するのかということについてである。

【説明者】 研修を受けてる職員は当法人にもたくさんいる。福祉援護センター

を行っていくときには、現在、講師として行っているような職員の配置も考えている。その職員の中には心理士を持っている職員もいる。そのような回答でよいのか。

【委員】 例えば、臨床心理士を配置して簡単な心理検査をするとか、そういうことではないのか。

【説明者】 その方の特性にもよると思うが、現在、考えているところでは、臨床心理士も考えてはいる。ただし、このアセスメントを使って行っていくうえでは、心理士の方でなくても、職員でもできるような形をとっていきたいと思っているので、もちろん助言というかそういうところは行ってもらうつもりではいる。

【委員】 そうすると、役割としてはこのアセスメントを中心的に行う人を1人配置するということか。

【説明者】 アセスメントは職員ができるような形をとるので、1人でアセスメントする訳ではない。大勢の中で、職員がたくさん関わっていくというような形。中心になる人は、出てくると思うが、それ以外の職員でも、このアセスメントができるので、皆で支援計画を立てていくというような形になると思う。

【委員】 トランジションというキーワードを掲げられたので、ICFというアセスメントツールが出てきたのではないかと私は理解した。ICFのアセスメントはすごく良いが、抽象度が高すぎてしまうところがある。他の委員が質問されたとおり、専門職、心理職の方々をどうより具体化していくのか、そういった構成プロセスが必要になってくるのではないかと思ったところがある。このICFというのは、令和9年度の強度行動障害の中核的人材広域的人材の中でも、非常に求められるエッセンスでもあり、実際にこのICFを活用した実例をとっていくという方向性が、国からも示されているといったところで、今回、こういった具体的な移行に向けたツールとして、お示ししていただいて、非常に良いと思う一方、これを使うということになると、かなり専門性を問われるというところもある。先ほどの他の委員の質問のところで、研修の機会を増やしていくという方向性も良いのではないかと思った。アセスメントシートを使ったかどうかではなく、例えば入所からグループホームに移行する際に、こういった視点で行ってきたとか、ICFというこのシートの活用の仕方について地域移行というところを、どう職員間で共有されてきたのか、実績的なところを教えてもらいたい。

【説明者】 最後にご紹介した女性の利用者だが、本当にかかなり重度の方で、こ

の方がグループホームを使えるとは誰も考えていなかった。もちろん家族もそのように考えていたが、希望としてはあった。もの凄く長い時間をかけて、ご家庭にも入らせていただいたり、体験をしていただいたり、いろいろなことをしながら、様々な職員が関わることで、いろんな視点を持って、その方を見ていくということを行ってきた。最初に入られた時は、本当にもの凄いスピードで走って行ってしまう方なので、他の方のお部屋に突入していつてしまったりということがあり、安全確保のためやむを得ず緊急一時的に施錠をしていた時期もあった。ご家庭はもういたるところ全部施錠していたが、それを一つずつ取っていくという形を考え、現在は、新しいグループに入られた。そのときは、同線をうまく利用して、できるだけ施錠を少なくして、最低限の施錠にしたいということが職員からも意見が出て、大勢の方に助言をいただきながら、移行したという状況である。

【委員】 利用者への配慮のところだが、資料の中で解決に努めると書かれているが、具体的にどう管理するのかが、あまり示されていない。2ページの（3）に、苦情解決とか利用者への配慮、意思決定支援、個別支援と書かれてる中で、苦情に対しては、第三者委員に報告して、公平性の確保に努めるとともに速やかな解決に努めるとということが書かれているが、どういう方法で行うのか。

【説明者】 今現在、当法人の中に苦情解決委員会というものがあり、まずはその担当している支援員が苦情を聞く。その担当職員が、まずは上司に報告して、苦情解決を担当する委員が決まっているが、そこに話を持っていくと苦情解決委員会が招集される。実はその前にも段階があり、苦情解決をするために三段階くらいに別れているが、そこで会議を行い、最終的には、一番の上の苦情解決部会というところで話し合いをさせていただいている。学園の中にはご意見のようなものも置いてある。また、年に1回個別支援計画を開示する際があるので、ご意見をいただける機会を作っている。また、毎日、保護者とお会いした時に、何かありますかという問いかけをしながら、できるだけご意向をうかがえるような機会をたくさん作っている。面談も行っている。

【委員】 その苦情については、割と上がってきているのか。

【説明者】 ほとんど無いというのが現状で、たまにご近所から、うるさいとか、車がたくさん来て困るだとか、スピードを出し過ぎだとか、そういう苦情はあるが、ご家族からの苦情というのは、本当に少なくて、

去年は確かほとんどない。外部からの苦情などはある。

【委員】 保護者からすると、言いやすい環境が整っていないということか。

【説明者】 そうではない。苦情受付け担当者は職員なので、なかなか保護者の方は言いにくいと思う。そういったことが言いにくい場合には、第三者委員という方がいて、それは外部の地域の方だが、第三者委員の名前と電話番号が書いてあるので、そこに匿名で連絡することによって、苦情の申し立てができるので、必ずしも言いにくいということではないと考えている。

【委員】 それは常時、年に1度でもお知らせみたいな形で保護者にも周知しているのか。

【説明者】 一番最初の契約をする時に、苦情解決責任者、担当者、第三者委員というのをお伝えして、事務所の窓口等にも掲示してわかるようにしている。

【委員】 送迎に力を入れていくと書かれているが、通常の送迎の範囲は想定でどの辺りを考えているのか。

【説明者】 場所柄がいろいろあると思うが、例えば、海風学園は馬堀にあるので追浜などの方面まで行くと帰ってくる時間があるので、そこまでは行っていない。例えば、太田和の事業所では、三浦から通ってる方が2名いるので、三浦市までは送迎している。海風学園であれば、本町地区、衣笠地区、大津地区、浦賀地区、その辺までの送迎範囲ということで、その設置してある場所から送迎して1時間程度で行けるようなところを想定している。

【委員】 福祉援護センターの場合は、どの辺りを今のところ想定しているのか。

【説明者】 まず、初年度については、福祉援護センターの近辺の久里浜地区や北下浦地区にお住まいの利用者にルートを設定して送迎する。それから、最寄り駅として、JR久里浜駅までの施設間の送迎をするという二本立てで考えている。2年目以降は順次送迎範囲を広げて、利用者がどこに住んでいるかにもよるが、1時間以上かかるようなところは難しいと思うが、なるべく利用者の利便性に応えるような送迎範囲を考えたい。

【委員】 ということは、先ほども予算の話でも出ていたが、そのための車両を6台まで購入し、それに合わせて人の配置も考えていくという理解でよいのか。

【説明者】 はい。順次、増やしていくことを考えている。

【委員】 先ほど、相談ソフトとかハード面を導入されるという話を聞いた中

で、それは初年度からという形になると思うが、それ以外にも様々な事業展開についてお話いただいたが、これは指定管理期間の中で、順次、整理していくという理解でよいのか。

【説明者】 今日提案させていただいた事業につきましては、指定管理期間の中で、少しずつではあるが、速やかに行っていきたいと考えている。まずは福祉援護センターの職員のスキルアップから始めていくという形で考えている。